

決算報告

普通会計決算状況について

決算は、町にどれだけのお金が入り、どのような事業にお金を使ったかを表すものです。決算を通して、みなさんに納めていただいた税金をどのように使ったか、町の財政状況について概要をお知らせします。町の会計は、大きく分けて一般会計と特別会計に分かれています。それぞれの市町村によって設置している会計が異なるため、他の市町村と決算を比較するときは、一般会計と一部の特別会計(湯浅町では、同和対策住宅新築資金等特別会計)を合わせた「普通会計」と呼ばれる会計で比較します。

平成27年度普通会計決算についてみると、歳入では国からの地方交付税や地方消費税交付金などの交付金が増加したことや、歳出では平成25年7月から実施している町長始め全職員の給料カットなど財政シミュレーションを踏まえて実施してきたことなどにより、歳入総額57億6,983万8千円、歳出総額57億6,983万8千円で、翌年

度へ繰り越すべき財源2,351万8千円を差し引き、1億1,545万6千円の黒字決算となりました。

とはいえ、平成27年度末時点における自由に使える基金の残高は3,636万6千円(対前年度2,956万3千円増)、地方債残高は84億6,296万5千円(同1億4,356千円減)となっており、別記の将来負担比率は少し改善はしていますが、まだまだ予断を許さない状況に変わりはないといえます。今後、様々な事業を検討実施していくなかで、国・県等の補助金や町にとって有利な地方債を活用すること、町の負担を最大限抑えることができるよう努めていきたいと考えています。

今後も、財政健全化対策を町行政と議会が一元となって進め、将来にわたって安全に暮らすことのできるまちづくりを目指し、強固な財政基盤の確立に取り組んでまいりますので、引き続き町行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

湯浅町の普通会計及び公営事業会計

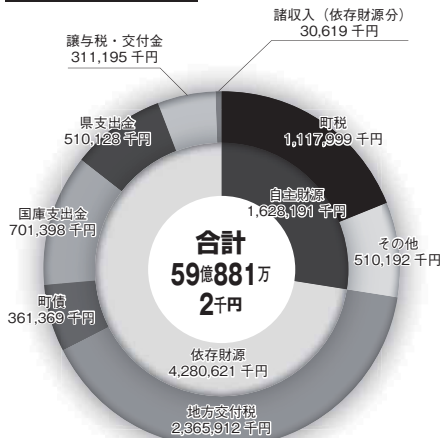
(単位：千円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	6,180,986	5,776,341	23,518	381,127
同和対策住宅新築資金等特別会計	67,428	333,099		▲265,671
(会計間・年度間のやりとり)	▲339,602	▲339,602		0
普通会計の計 A	5,908,812	5,769,838	23,518	115,456
国民健康保険事業特別会計	2,291,838	2,201,863		89,975
介護保険事業特別会計	1,295,391	1,238,308		57,083
後期高齢者医療特別会計	149,816	149,314		502
農業集落排水事業特別会計	39,725	38,286		1,439
駐車場事業特別会計	7,423	160,732		▲153,309
水道事業会計	196,869	84,566		112,303
公営事業会計の計 B	3,981,062	3,873,069	0	107,993
合計 (A+B)	9,899,874	9,642,907	23,518	223,449

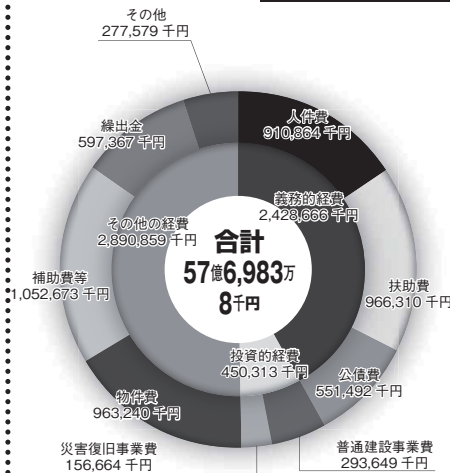
※水道事業会計の歳入決算額は流動資産額、歳出決算額は流動負債額になっています。

普通会計

歳入



歳出



平成27年度で実施した主な事業(一般会計)

安心して暮らせるまちづくり	
道路改良に要した経費(修繕・工事請負)	6,311万5千円
地籍調査に要した経費	6,128万7千円
横田消防車庫建替工事	2,117万2千円
庁舎移転に伴い要した経費	3,688万円
ため池ハザードマップ作成業務委託	1,048万9千円
緊急通報システムの設置に要した経費	139万4千円
子育てにやさしいまちづくり	
保育所及び幼稚園の運営に要する経費	3億2,565万3千円
児童手当の支給	1億8,160万円
乳幼児・子ども医療費助成	3,702万3千円
子どもの検診に要した経費	129万5千円
産業・観光の推進	
駅前観光レクリエーション施設整備に伴う経費	3,127万4千円
プレミアム付商品券補助金	2,991万4千円
新規就農総合支援事業	1,275万円
農作物鳥獣害防止対策に要した経費	724万1千円
教育環境の充実・文化の継承	
重要伝統的建造物群保存地区補助金	2,192万8千円
紀の国わかやま国体開催に要した経費	1,305万3千円
田栖川小学校体育館天井改修工事	1,144万8千円
スクールバス委託費	690万9千円
なぎの里球場グラウンド整備工事	310万6千円
災害復旧に要した経費	
災害復旧に要した経費	1億5,666万4千円

※上記事業費の財源には国庫支出金、地方債などの特定財源を含んでいます。

用語説明

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費のことです。この経費の占める割合が多くなるほど硬直した財政運営となります。

○投資的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに対する経費です。これに分類されるのが普通建設事業費や災害復旧事業費などです。

○その他の経費

地方公共団体の歳出のうち、上記以外の支出を指し、物件費や維持補修費、繰出金や補助費等のことです。

○地方交付税

福祉、教育、道路などの町の標準的な仕事を行う上で、町税では不足する場合に、その不足分を国が集めた税金の中から交付されたお金です。

○国庫支出金・県支出金

特定の事業を行うために、国や県から交付されたお金です。

○町債

特定の事業を行う財源として、国や金融機関より借り入れたお金です。

○譲与税・交付金

地方道路税や地方消費税など便宜上国が徴収した税金から譲与・交付されたお金です。